

燕・弥彦総合事務組合水道事業の設置等に関する条例の
一部改正について

燕・弥彦総合事務組合水道事業の設置等に関する条例（平成31年
燕・弥彦総合事務組合条例第10号）の一部を次のように改正するも
のとする。

令和 8 年 8 月 7 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 佐 野 大 輔

記

燕・弥彦総合事務組合水道事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例

燕・弥彦総合事務組合水道事業の設置等に関する条例（平成31年
燕・弥彦総合事務組合条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改め
る。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。